

【登録基準】

登録基準の項目	共同居住型住宅以外	共同居住型賃貸住宅
規模	<p>各戸の床面積が壁心方法で 25 m<sup>2</sup> 以上であること。</p> <p>ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、18 m<sup>2</sup> 以上であること。</p>	<p>共同居住型賃貸住宅の床面積（単位：m<sup>2</sup>）が次の式によって計算した数値以上であること。</p> $15A+10 \text{ (ただし、} A \geq 2 \text{)}$ <p>（Aは共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）の定員を表す。）</p> <p>共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の入居者の定員を1人とするものであること。</p> <p>共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあつては、各専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合にあつては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあつては、当該設備の床面積を除く。）が9 m<sup>2</sup> 以上であること。</p>
構造及び設備	<p>消防法及び同法に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないものであること。</p> <p>建築基準法及び同法に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないものであること。</p> <p>地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること</p> <p>各戸が台所、便所、収納設備、洗面設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。</p> <p>ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない。</p>	<p>共用部分に居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場が備えられていること。</p> <p>ただし、各専用部分に、いずれかの設備等が備えられている場合にあつては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。</p> <p>なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、入居者が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。</p> <p>少なくとも入居者の定員を5で除して得た数（1未満切り上げ）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室が備えられていること又はこれと同等以上の機能が確保されていること。</p>
入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲	<p>特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居することができる者が著しく少数となるものでないこと、その他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること。</p>	
賃貸の条件	<p>賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。</p>	
その他	<p>基本方針に照らして適切なものであること。</p>	

